（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計画主体	新十津川町

新十津川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>
担当部署名　新十津川町産業振興課
所　在　地　北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
電 話 番 号　0125-76-2134
ＦＡＸ番 号　0125-76-2785
メールアドレス　sangyoshinkouka@town.shintotsukawa.lg.jp

1　対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類（サギ、カラス、キジバト）
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	北海道新十津川町

2　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
エゾシカ	水稲 そば 大豆 小麦 長ねぎ 玉ねぎ その他	20,172千円 17.07ha 708千円　6.69ha 639千円　2.39ha 470千円　3.92ha 105千円　0.01ha 73千円　0.02ha 53千円　0.02ha
ヒグマ	水稲 大豆 小麦	118千円　0.10ha 61千円　0.23ha 24千円　0.20ha
キツネ	-	0千円　0.00ha
アライグマ	スイートコーン トマト 水稲	235千円　0.35ha 134千円　0.01ha 59千円　0.05ha
鳥類	水稲	35千円　0.03ha

（２）被害の傾向

鳥獣の種類	内　　容
エゾシカ	農作物の播種から収穫までの長期間に渡り出没し、町内一円において被害が発生している。また、農作物以外には圃場の畦畔を崩すなどの被害が発生している。周辺における生息数は増加傾向にあると推測される。近年では市街地や道路周辺への出没も多く交通事故も懸念され、農業生産者のみならず住民生活にも影響している。また、森林被害（樹皮の食害）も見受けられる。
ヒグマ	12月から３月の冬眠期間を除き、山間地域のみならず、農村や市街地での目撃情報も多数報告されている。水稲の食害や踏み荒らしが報告されている。
キツネ	被害の報告は無いが、町内全域に生息し主に８月以降の農作物の収穫期に被害発生している。
アライグマ	全地域において、収穫期のスイートコーンやトマトに食害が見受けられる。被害の予防及び減少に努める必要がある。
鳥類	苗の引き抜きや踏みつけなどの農作物被害が報告されている。また、繁殖期子育て時期には、側を通りかかる子供や高齢者を襲うなどの人的被害も報告されている。

（３）被害の軽減目標

指　　標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
エゾシカ	22,220千円 30.12ha	17,900千円 24.26ha
ヒグマ	203千円　0.53ha	10千円　0.01ha
キツネ	0千円　0.00ha	0千円　0.00ha
アライグマ	428千円　0.41ha	80千円　0.07ha
鳥類	35千円　0.03ha	10千円　0.01ha

（４）従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策		課　　題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	・捕獲従事者による銃器、くくりワナによる捕獲 ・冬期間の箱ワナによる捕獲	猟友会会員の高齢化により捕獲者が減少し、広範囲の捕獲が困難な状況にある。 ヒグマは、市街地等へ出没する個体が増加している。
	ヒグマ	・銃器、箱ワナによる捕獲 ・クマ避け装置設置による市街地等への侵入防止	
	キツネ 鳥類	・銃器による捕獲	
	アライグマ	・箱ワナによる捕獲	捕獲効率の低下による捕獲者の捕獲意欲の低下
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	・一部地域において中山間直接支払事業により爆音機、電気柵を設置	耕作地が広大で、なおかつ山間部深くまで広がっていることから、経費面や維持での理由により設置が不可能な状況にある。
生息環境管理その他の取組	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	・地域における研修会実施等による、被害防止に係る普及啓発活動 ・ゴミや廃棄農作物等のヒグマの誘引物除去に係る啓発活動 ・農業者による捕獲を推進するため銃免許取得費用等の助成 ・センサーカメラによる行動調査	農業者による捕獲を推進するためにはわな免許による捕獲者の増加も必要である。

（５）今後の取組方針

鳥獣の種類	内　　容
共通	・農林業関係機関、猟友会、ＮＰＯ法人、農業団体及び警察署と連携した、被害防止に係る効果的な対策等の検討 ・捕獲担い手の育成対策に係る検討 ・捕獲体制の整備 ・有害鳥獣に関する研修会の実施による従事者の技術向上

エゾシカ	猟友会やＮＰＯ法人と連携し捕獲を行う。わな狩猟免許を取得した農業者等に対し技術講習会等を実施して、くくりワナや箱ワナによる捕獲数増加を図る。また、農業者自ら銃器や電気止めさしによる駆除を実施する。なお、捕獲した個体については、食肉加工施設へ搬入し、または一般廃棄物処理場で焼却処理する。
ヒグマ	猟友会やＮＰＯ法人と連携し農業被害防止や市街地等への侵入を防止するためヒグマ用箱ワナを農地に隣接する山林などの緩衝地帯に設置し捕獲を行う。農地等の出没時は巡視及び追い払いを行う。なお、捕獲した個体については、食肉加工施設への搬入や、一般廃棄物処理場へ搬入し焼却処理する。また、クマよけ鈴の携帯や屋外での生ゴミ放置に関する呼びかけなど、ヒグマとのあつれきを未然に防止するための継続的な普及啓発活動を行うとともに、ヒグマの出没地域においては、出没注意看板の設置による注意喚起を行うものとする。
キツネ・鳥類	猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行う。なお、捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入し、焼却処理する。
アライグマ	外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、技術講習会を開催する。箱ワナによる捕獲を推進し、農業者は自らの被害防止のため捕獲を行うほか、一般住民はアライグマの発生源となっている一般住宅において捕獲を行い、捕獲圧を高めて農業被害を防止する。なお、捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入し焼却処理する。また、食用として利用する場合は、食肉加工施設者の責任において施設へ搬入する。

３　対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

区　　分	捕獲の種別	内　　容
共通		・関係機関と連携、協力し、効果的な対策を協議するとともに、有害鳥獣からの農業被害、生活環境被害を最小限に留める。 ・従来の有害鳥獣駆除として猟友会やＮＰＯ法人に対し、有害鳥獣駆除委託契約を行う。
エゾシカ	銃器 くくりワナ 箱ワナ	・猟友会やＮＰＯ法人等が捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。 ・わな免許を所持する農業者自らが捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。
ヒグマ	銃器・箱ワナ	猟友会やＮＰＯ法人が捕獲及び箱ワナの設置を実施し、運搬及び処理を行う。
キツネ	銃器・箱ワナ	猟友会が捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。
鳥類	銃器	猟友会が捕獲を実施し、運搬及び処理を行う。
アライグマ	箱ワナ	従事者証の交付を受けた者が箱ワナの設置を実施し、捕獲及び運搬を行う。食用以外の処理は町が行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年　　度	対象鳥獣	取　組　内　容
令和７年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	有害鳥獣に関する知識及び捕獲技術の向上を目的とした研修会等の開催、銃及びわな免許取得費用等の助成
令和８年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	同　　上
令和９年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	同　　上

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
エゾシカ	北海道が策定するエゾシカ捕獲推進プランの捕獲等目標数（空知）を基礎に町捕獲目標頭数を算出し、近年の捕獲実績や捕獲体制を考慮し捕獲計画数を設定する。
ヒグマ	北海道ヒグマ管理計画の捕獲目標（天塩・増毛）を基礎に町捕獲目標頭数を算出し捕獲計画数を設定する。
キツネ	近年の捕獲実績を基に設定する。
アライグマ	生息密度指標（ＣＰＵＥ）から最低目標捕獲頭数を算出し、近年の捕獲実績を考慮し設定する。
鳥類	近年の捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	500	600	800
ヒグマ	7	7	7
キツネ	50	50	50
アライグマ	300	300	300
鳥類	300	300	300

捕獲等の取組内容
・捕獲予定場所は、町内一円とする。 ・ヒグマは３月から12月まで、エゾシカ、キツネ、アライグマ及び鳥類は、原則、狩猟期間を除く通年を捕獲期間とする。 ・銃は、ライフル及び散弾銃とする。 ・ワナは、くくりワナ及び箱ワナを使用する。 ※捕獲手段について 　原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第１項または第２項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。

※捕獲予定場所について 　原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は、捕獲区域に含めない。

ハーフライフル銃及びライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害を防ぐ事前策として、わなの設置、電気柵などが有効であるが、支えとなる立木の確保など、設置場所の条件が満たされなければならない。農地での被害が生じている場合には、確実に駆除することが重要であり、警戒心の強いエゾシカなどの駆除の場合は射程が長く、威力の高いハーフライフル銃又はライフル銃による個体調整の必要性がある。これらの理由から、本町における捕獲活動は、ハーフライフル銃又はライフル銃を用い、町内一円において行うことが不可欠となる。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

４　防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
該当なし	

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
該当なし	

５　生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年　　度	対象鳥獣	取　組　内　容
令和７年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	・地域における研修会実施等による、被害防止に係る普及啓発活動 ・ゴミや廃棄農作物等のヒグマの誘引物除去に係る啓発活動 ・農業者による捕獲を推進するため銃及びわな免許取得費用等の助成 ・センサーカメラによる行動調査
令和８年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	同　　上
令和９年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、鳥類	同　　上

6　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北海道空知総合振興局	関係機関との連絡調整
滝川警察署	住民の避難誘導、立ち入り規制、住民の啓発、情報提供
新十津川町	情報収集及び関係機関との連絡調整、住民への啓発・周知
北海道猟友会滝川支部新十津川部会	町・警察と連携し有害鳥獣の防除、捕獲等の実行、現地の状況調査
ＮＰＯ法人ＳＭＩＬＥ北海道	北海道猟友会滝川支部新十津川部会からの要請による有害鳥獣の防除、捕獲等の実行、現地の状況調査

（２）緊急時の連絡体制

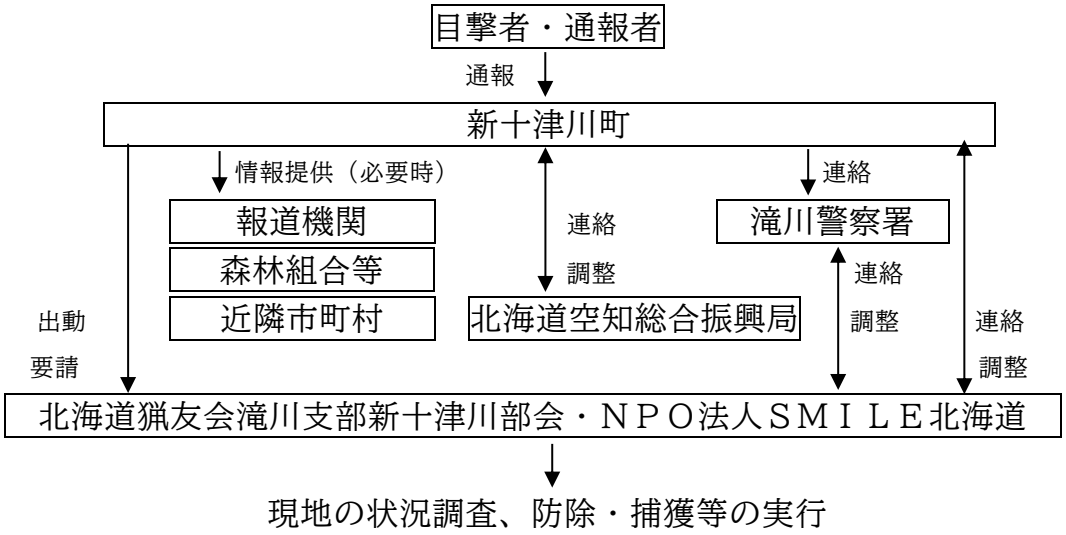

7　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、一般廃棄物処理場に搬入し、焼却処分とする。ただし、持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。なお、エゾシカ、ヒグマ及びアライグマについては食肉利用も行う。ヒグマについては試料の採取を行う。

8　捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したエゾシカ、ヒグマ及びアライグマは食肉加工施設への搬入を行い、食用肉として利活用する。
ペットフード	捕獲したエゾシカは食肉加工施設への搬入を行い、ペットフード用肉として利活用する。

皮革	該当なし
その他	捕獲したヒグマについては、試料を採取し、独立行政法人北海道立総合研究機構に提供する。

（２）処理加工施設の取組　該当なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組　該当なし

９　被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	新十津川町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
新十津川町	鳥獣被害防止対策の統括、鳥獣被害防止計画の策定変更、鳥獣捕獲員への連絡調整、捕獲許可申請事務、住民への普及啓発広報活動、町有林内の被害調査等
北海道猟友会滝川支部新十津川部会	鳥獣捕獲員の統括及び鳥獣の捕獲
ピンネ農業協同組合	農作物被害情報の収集及び提供
新十津川町農業委員会	農作物被害情報の収集及び提供
そらち森林組合	森林被害情報の収集及び提供
ＮＰＯ法人ＳＭＩＬＥ北海道	鳥獣の捕獲

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の指導、農作物被害に関する情報提供
北海道空知総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可申請等）
北海道空知総合振興局林務課	森林被害に関する情報提供
北海道空知総合振興局森林室	道有林内の被害調査、駆除時の入林許可等
空知農業改良普及センター中空知支所	農作物被害対策に関する営農指導
北海道農業共済組合道央統括センター中空知支所	農作物被害情報の収集、提供
町内各駐在所	鳥獣による交通事故対応、ヒグマ等の出没時の警備
新十津川町行政区方面別代表区長	農作物被害情報の収集及び提供

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・鳥獣被害対策実施隊による、被害防止策の普及啓発並びに狩猟者の確保及び育成を行う。
・実施隊への民間隊員の登用について検討する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

10　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣駆除捕獲体制の確立に向け、施策の実施には柔軟に取り組むこととする。